

『「非課税所得」に当たらない 二重課税問題一高裁も上告棄却』

相続により取得した不動産を譲渡したことで生じた譲渡所得のうち、既に相続税の課税対象となった「被相続人の保有期間中の増加益」が非課税所得となるか否かをめぐり争われた事案で 2 審の東京高裁は上告を棄却、1 審の東京地裁同様、非課税所得に当たらないとの判断を示した。この問題では、類似する争点で争われた別の事案が最高裁に上告済み。相続不動産の譲渡に係る相続税と所得税の二重課税をめぐる訴訟の行方は最高裁に委ねられる形となった。

今回の訴訟では、不動産の譲渡所得の計算上、相続税の課税対象となった経済的価値と同一の価値を有する部分について、非課税とすべきか否かが争点となった。平成 22 年改正前の所得税法第 9 条 1 項 15 号の「非課税規定」の解釈が争われた。東京高裁判決は同規定について、その趣旨は相続等に起因する所得に対して所得税を課さないとするにとどまり、相続等によらない所得（相続等以外の他の原因による所得）に対してまで所得税を課さないとする趣旨を含むものではないと指摘。また、**相続により取得した経済的価値について相続税の課税対象とされ、非課税規定により所得税に非課税とされたからといって、その後、相続人が資産を他へ譲渡した時に譲渡所得税の課税を免れる理由はないとした。**



『復興特別法人税改正概要 リーフレットで解説—国税庁』

国税庁は先般、リーフレット「復興特別法人税の改正の概要」を発行した。以下に関し、取扱いの詳細を示している。

平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度は原則として課税事業年度とならない。しかし事業年度変更などにより、**その事業年度に指定期間（平成 24 年 4 月 1 日からの 2 年間）内で最初に開始する事業年度の開始の日から 2 年を経過する日までの期間内の日が含まれるときは、課税事業年度となる。**さらに、その場合の各課税事業年度の月数の合計が 24 月を超えるケースでは、**その超えることとなる課税事業年度の課税標準法人税額で一定の調整計算が行われる。**ここでは、平成 26 年 4 月 1 日付で年 1 回 9 月末決算から年 1 回 3 月末決算に変更した法人を例示し、平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 30 月が課税事業年度となることを解説。当該最後の課税事業年度（平成 26 年 4 月 1 日からの 12 月）のうち、9 月 30 日までの 6 月が占める割合（6 / 12）を基準法人税額に乗じた額が、最後の課税事業年度の課税標準法人税額となることが図示されている。

また、課税事業年度終了後に利子・配当等に課される復興特別法人税の額がある場合には、それを所得税の額とみなし控除や還付の対象となることも示された。